

秦野市介護未経験者から介護の担い手となるまでの一体的支援事業検討懇話会設置要綱

(令和8年7月1日施行)

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護未経験者から介護の担い手となるまでの一体的支援事業の検討、計画、事業実施、評価等について意見又は助言を求めるため、秦野市介護未経験者から介護の担い手となるまでの一体的支援事業検討懇話会（以下「懇話会」という。）を設置するに当たり、その組織及び運営について必要な事項を定める。

(意見又は助言を求める事項)

第2条 懇話会において意見又は助言を求める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 一体的支援事業の検討、計画、事業実施、評価等に関すること。
- (2) その他本市の介護分野への多様な人材の参入促進に関すること。

(組織)

第3条 懇話会の参加者は、8名以内とし、次に掲げる者により組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 介護事業者
- (3) 介護の担い手と事業者をつなぐマッチング機能を提供する事業者
- (4) 介護人材育成に関する研修の実施者
- (5) 高齢福祉主管課長
- (6) その他市長が必要と認める関係団体の代表者又はその団体の関係者

(会議)

第4条 懇話会の会議(以下「会議」という。)は、市長が招集する。

- 2 会議は、必要に応じて座長を置くことができる。
- 3 座長を置いたときは、座長が会議の議長となる。
- 4 懇話会は、必要があると認めるときは、会議に懇話会の参加者以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(報償の支給)

第5条 参加者が会議に出席するときは、予算の範囲内で報償を支給することができる。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は高齢福祉主管課において処理する。

2 懇話会における意見又は助言は、高齢介護課において記録し、文書化する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営について必要な事項は、会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和8年7月1日から施行する。